

(別添)

(案)

疾病にり患した家畜の肉等の廃棄基準の見直しに係る
食品健康影響評価について

1. はじめに

食品安全委員会は、食品安全基本法(平成15年法律第48号)に基づき疾病にり患した家畜の肉等の廃棄基準の見直しに係る食品健康影響評価について厚生労働省より意見を求められた。(平成15年10月17日、関係書類を接受)

今回の意見聴取は、本年5月30日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律(平成15年法律第55号)において、と畜場法(昭和28年法律第114号)及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)(以下、「と畜場法等」という。)及び食品衛生法(昭和22年法律第233号)が改正され、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第66号)を含め、それぞれの法律に基づく検査の対象疾病等についての整合性が図られたことに伴うものである。

2. 背景

従来、農場段階における管理の対象疾病については家畜伝染病予防法により、一方、と畜場等における検査の対象疾病等についてはと畜場法等により、それぞれ別に定められているところであるが、今回の法改正により、家畜伝染病予防法に規定される全ての疾病がと畜場法等に基づく検査の対象として規定され、農場段階及びと畜場等における検査の対象疾病について整合性が図られた。

また、今回の法改正では、と畜場法等で規定される疾病等が食品衛生法に基づき家畜の肉等の販売等が禁止される疾病等の対象として規定されるとともに、疾病にり患した家畜の肉等の販売禁止等の措置についても、と畜場法等に基づく措置と整合性が図られた。

3. 食品健康影響評価について

(1) 意見聴取の概要

厚生労働省においては、今回の法改正に伴い以下の廃棄基準の設定及び見直

しを行う予定としており、それらに係る食品健康影響評価について食品安全委員会の意見が求められたところである。

なお、今回の法改正に伴う疾病及び異常以外の疾病等についての廃棄基準の設定、見直しに関しては、今後、検討を適宜行っていく予定としている。

と畜場法等に基づく検査の結果、疾病が認められた家畜の肉等の廃棄基準

今回のと畜場法等の改正により、家畜伝染病予防法に規定される全ての疾病がと畜場法等に基づく検査の対象として規定されることに伴い、以下の検査の結果に基づく廃棄基準の設定等に係る食品健康影響評価について意見が求められている。

- ・と畜場法等で規定される疾病に新たに加えられる家畜伝染病予防法で規定されている疾病にり患した家畜の肉等の廃棄基準の設定
- ・家畜伝染病予防法で規定されている疾病のうち、現行のと畜場法等で一部廃棄が認められている疾病にり患した家畜の肉等の廃棄基準の見直し

と畜場法に基づく検査の結果、異常が認められた家畜の肉等の廃棄基準

今回のと畜場法の改正により、と畜場法に基づく検査の対象に異常が規定されたことに伴い、と畜場における検査によって異常が認められた場合の家畜の肉等の廃棄基準の設定に係る食品健康影響評価について意見が求められている。

食品衛生法に基づき販売等を禁止する家畜の肉等の措置

今回、食品衛生法が改正され、と畜場法等で規定される疾病等が食品衛生法に基づき家畜の肉等の販売等が禁止される疾病等の対象として規定されたことに伴い、当該疾病にり患した家畜の肉等の販売禁止等の措置をと畜場法等に基づく措置と同様とすることに係る食品健康影響評価について意見が求められている。

(2) 廃棄基準の考え方

厚生労働省は、平成 15 年度厚生労働科学研究事業「食品を介する家畜・家禽疾病のヒトへのリスク評価およびリスク管理に関する研究」として、上記(1)の疾病のヒトへの病原性に関する情報収集、評価を行い、その結果を踏まえ、今回の法改正に伴う疾病及び異常について、これらの疾病等にり患した家畜の肉等の廃棄基準の設定及び見直しに対する考え方を以下のとおりとしている。

ヒトへの病原性が指摘されている疾病について、とさつ・解体禁止、全部廃棄

それ以外の疾病について、とさつ・解体禁止、全部廃棄
異常について、異常部分の廃棄

これらの考え方は、ヒトへの病原性が指摘されている疾病については、国民の健康保護の観点からとさつ・解体禁止、全部廃棄とすることとし、それ以外の疾病にあっても、ヒトへの病原性に関する科学的データが乏しく現時点においてヒトへの病原性がないと判断することはできないとの考えから、リスク管理措置として、とさつ・解体禁止、全部廃棄とすることが妥当であるとの考え方に基づくものとしている。

4. 結論

- (1) ヒトへの病原性が指摘されている疾病に罹患した家畜の肉等の一部を食用とすることについて、現在把握している知見ではヒトに対しての食品健康影響（リスク）は否定できない。
- (2) ヒトへの病原性が指摘されている疾病以外の疾病については、現在把握している知見ではヒトへの病原性を有していないとはいえないことから、それら疾病に罹患した家畜の肉等の一部を食用とすることによるヒトに対しての食品健康影響（リスク）は否定できない。
- (3) 異常が認められた家畜の肉等については、異常が認められた部分を確実に除去すれば食用とすることによるヒトに対しての食品健康影響（リスク）は無視できるものと評価される。なお、異常の程度を判断する基準については、検査実施要領等に明確にし、これに基づいてと畜場等における検査及び措置が適切に実施されることが望ましい。
- (4) 厚生労働省は、引き続き疾病のヒトへの病原性に関する科学的知見の収集や異常の原因究明等の調査研究に努め、当委員会はそれらによって得られた知見に基づきリスク評価の見直しを適宜行っていくことが必要である。